

古河税務署からの

お知らせ

古河税務署 個人課税第1部門
☎ 0280(32)4161



給与所得者の 住宅借入金等特別控除 還付申告説明会

住宅ローン等を利用して、

平成24年中にマイホームの新築・購入(中古住宅を含む)をしたときは、一定の要件にあてはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

【日時】 2月4日(月)

午後1時30分～受付
午後2時～ 説明

【場所】 岩井公民館

【対象】

○給与が1か所のみで年末調整が済んでいて、ほかの所得がないかた

○マイホームの買換え・交換

等を行っていないかた

【持ってくる物】

印かん、計算機、黒ボールペン、申告者本人の預貯金の口座番号の分かるもの

【提出いただくもの】

①平成24年分給与所得の源泉徴収票の原本

②住民票の写し

③家屋の登記事項証明書

④家屋の取得対価の額が分かるもの(売買契約書・請負契約書等のコピー)

⑤住宅取得資金に係る借入金額の年末残高等証明書(2か

所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書)

※残高証明書や返済明細書では控除は受けられません。

⑥敷地等の購入に係るローン

等について、この控除の適用を受ける場合は、法務局

で交付される敷地等の登記事項証明書、その敷地等の取得価格がわかるもの(売買契約書、敷地の分譲に係る契約書等のコピーなど)

⑦認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書またはその写しなど

※平成21年6月4日～平成24

年12月31日までの間に、認定長期優良住宅にあてはまるマイホームの新築または新築住宅を購入して居住用に供した場合に受けることができます。

所得税から

控除しきれない

場合は

住民税から控除

平成11年から平成

18年、または平成21年から平成24年中に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除できます。

住民税の住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには市役所での申告が必要でしたが、平成22年度からは年末調整、または確定申告をすれば市役所への特別な申告は不要となります。

ご利用ください デマンドタクシー らくらく

自宅から目的地まで移送するデマンドタクシー「らくらく」が運行されています。

デマンドタクシーは電話で予約し、自宅や指定する場所から市内の公共施設や病院、商店など、市内の目的地に送迎するサービスで、ほかのお客様との乗り合いとなります。

利用するには、「利用登録」及び「利用する前日に予約すること」が必要になります。

車内で利用券を購入できるようになりました

これまでデマンドタクシーの利用券は事前に購入しておく必要がありましたが、デマンドタクシー内でも購入できるようになりました。市役所市民サービス課・窓口センター・企画課、JA岩井各支店、JA茨城むつみ市内各支店でも引き続き購入できます。

■お問合せ 企画課 岩井庁舎 内線1262